

23) 品目名：木工品

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を材料としていないこと。</p> <p>2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。</p> <p>なお、建築解体木材を使用している場合は、以下の物質につ いて当該基準に適合していること。</p> <p>カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀及びセレン</p>
規格に関する基準	<p>製品は、目的に応じた品質を有していること。別表1の製品に あつては、製品の規格に関する基準に適合していること。</p> <p>ただし、上記規格の一部が適合しない場合であっても合理的な 理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>
循環資源の配合率	<p>木質部の材料として、木質の循環資源を100%（重量割合） 使用していること。</p> <p>また、木材以外の材料を組み合わせる製品にあつては、 木質部が、付加された材料を含む製品全体の70%以上（重量割 合）であること。</p> <p>ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示さ れる場合は、この限りでない。</p>

別表1

製品区分	規格に関する基準
①机、テーブル天 板	<p>1 繊維板層がある場合はJIS A 5905に適合していること。</p> <p>2 パーティクルボード層がある場合はJIS A 5908に適合して いること。</p> <p>3 合板層がある場合はJAS認定工場で製造された製品であるこ と。</p> <p>4 製品を学校の教室用机・いすに使用する場合はJIS S 1021 （学校用家具 一教室用机・いす）に適合していること。</p> <p>5 製品のホルムアルデヒド放散量はJIS S 1021（学校用家具 一教室用机・いす）で規定するF☆☆☆☆以下であること。</p>
②食品用器具・容 器包装	食品衛生法に基づく「食品及び添加物、器具及び容器包装の規 格基準」に適合していること

平成18年9月19日制定

平成19年2月20日改定（規格に関する基準を別表に記載）

平成19年8月30日改定（別表に製品区分②を追加）

令和8年2月16日改定（安全性に関する基準から材料を除外）